

南伊豆町総合計画等審議会の組織及び運営に関する規則

(目的)

第1条 この規則は南伊豆町総合計画の策定等に関する条例（令和 年条例第 号）第7条に規定する南伊豆町総合計画等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、本町の総合計画策定にかかる基本構想及び基本計画に関する事項等について、町長の諮問に応じて審議し、その結果を町長に答申するものとする。

2 審議会は、総合計画の推進に関し報告を受けた事項について協議し、町長に意見を述べることができる。

3 審議会は、町長からの要請があった場合においては、総合計画以外の計画について町長からの諮問等に応じて審議し、答申又は報告を行うことができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長をおき、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は審議会を代表し会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 審議会は会長が招集する。ただし、それぞれの任期の最初に行われる審議会に限り町長が招集する。

2 会長は町長の諮問があったとき又は委員の半数以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、その諮問又は請求の日から10日以内に審議会を招集しなければならない。

(会議)

第5条 審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は出席委員の過半数を以て決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

3 会長は、会議において専門的見地からの意見を聞くため、必要に応じて、専門的な知識を有するアドバイザーを会議に出席させることができる。

(部会)

第6条 審議会は、必要があると認める場合は部会を設けることができる。

2 部会は会長が指名する委員を以て構成する。

第7条 部会に部会長及び副部会長をおき、部会委員の互選により定める。

2 部会長は部会の事務を掌理し部会の議長となる。

3 副部会長は部会長を補佐し、部会長事故あるときはその職務を代理する。

第8条 部会は部会長が会長の承認を得て招集する。ただし、必要と認めるときは会長が招集することができる。

2 部会長は必要に応じ、2以上の部会を合同して開くことができる。

第9条 第5条の規定は部会の会議に準用する。

(事務局)

第10条 審議会の庶務は企画課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。